

無線局免許(再免許)申請書

年 月 日

(提出日を記入)

九州総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄

*申請する合計額の収入印紙を割印等せずに貼付してください。(県等の収入証紙や切手は不可)

*手数料は無線機の出力によって次のとおりです。

・1W以下 1台あたり 3,550円

・5W以下 1台あたり 4,250円

✓電波法第6条の規定により、無線局の免許を受けたいので、無線局免許手続規則第4条に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の2の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。

□無線局免許手続規則第16条第1項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の3の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。

記

1 申請者 *代理人に依頼する場合、委任状を添付の上、「1」枠下に「代理人」欄を挿入して記入

住 所	都道府県一市区町村コード [*不明な場合は記入不要] 〒 (-) *「法人」又は「団体」の場合、本店又は主たる事務所を 記入
氏名又は名称及び代表 者氏名	フリガナ *「法人」又は「団体」の場合、商号又は名称並びに 代表者の役職名及び氏名を記入 *「個人」の場合は個人名のみを記入
法人番号	*不明な場合は記入不要

2 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとする無線局	無線局の種類 (法第5条第2項各号)	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当しない
相対的欠格事由	処分歴等 (同条第3項)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

電波法第5条第3項に規定する欠格事由 (電波法に違反し処分された等) に該当しない場合は「無」にチェックしてください

3 免許又は再免許に関する事項

① 無線局の種別及び局数	簡易無線局 ○局 (申請局数)
② 識別信号	*アナログ機は申請者名称等に数字を組合わせて記入 (例) きゅうそうつう1 など *デジタル機は1から始まる9桁の数字 (CSM 番号) を記入
③ 免許の番号	*記入不要
④ 免許の年月日	*記入不要
⑤ 希望する免許の有効期間	*有効期間を短縮したい場合のみ記入 (通常5年間)
⑥ 備考	*2の処分歴等の欄が「有」に該当する場合は、その内容を記入 *複数の無線局を免許申請する場合は、手数料の内訳を記入 (例) 5W : 4,250 円 × 1 局 = 4,250 円 <u>1W : 3,550 円 × 1 局 = 3,550 円</u> 合計 7,800 円

4 電波利用料

- ① 電波利用料の前納 (電波利用料の毎年払いを希望する場合は「無」にチェック、複数年分の前納を希望する場合は「有」と「前納に係る期間」欄にチェック)

電波利用料の前納の申出の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
電波利用料の前納に係る期間	<input type="checkbox"/> 無線局の免許の有効期間まで前納します (電波法第13条第2項に規定する無線局を除く。) <input type="checkbox"/> その他 (年)

- ② 電波利用料納入告知書送付先 (「法人」の場合に限る。)

1の欄と同一のため記載を省略します。

住 所	都道府県—市区町村コード [*不明な場合は記入不要] 〒 (—)
部署名	フリガナ

5 申請の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ *申請に関する担当者を記入
電話番号	*日中に当方から連絡可能な連絡先の「電話番号 (固定電話と携帯電話、どちらでも可) を必ず記入してください。
電子メールアドレス	